

法第 14 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症の状況

(疑似症サーベイランスシステムにより届出があった疑似症定点疾病)

(1) 疑似症定点

発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。

:集中治療その他これに準ずるものを提供することができる病院又は診療所のうち疑似症に係る指定届出機関として適当と認めるものから指定医療機関を指定

(2) 令和 4 (2022)年の法第 14 条第 2 項に基づく届出状況

・疑似症定点からの届出

報告数 : 0 件